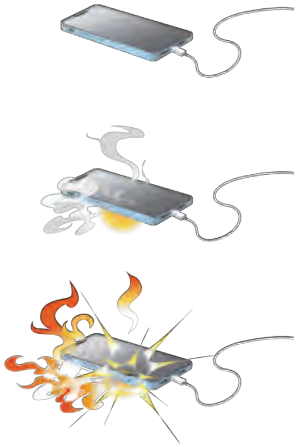
# ポスターから考える火災予防

## リチウムイオン電池による火災



スマートフォンやモバイルバッテリー、電動工具など、身近な製品に使われているリチウムイオン電池は、強い衝撃や高温、誤った充電や廃棄などにより発熱し、火災につながることがあります。膨らみや変形、異常な発熱、焦げたようなにおいなどの異常を感じた場合は、使用や充電を中止してください。

また、不要になった電池を家庭ごみに混ぜて捨てると、ごみ収集車や処理施設で火災が発生する恐れがあります。廃棄する際は、市が定めた方法や回収場所を確認し、適切に処分しましょう。

正しく使うこと、正しく捨てることが、火災予防につながります。

1～5月は林野火災注意報・警報の運用期間です。詳細は広報菊川令和8年3月号P26-27をご覧ください▶

## 野焼きのルールと注意点




野焼きとは、家庭や仕事、農業などで出たごみを野外で焼却する行為のことです。野焼きは、原則として法律で禁止されていますが、一部には例外として認められている行為もあります。ただし、例外に該当する場合であっても、近隣住民の迷惑となる場合や苦情が寄せられた場合には、中止をお願いすることがあります。

また、野焼きを行う際は、市消防本部への届出が必要です。この届出は、野焼きを許可するものではなく、行為の目的や責任者、内容などを把握し、万が一の際に消防活動を円滑に行うためのものです。届出様式は市ホームページからダウンロードできる他、電子申請や電話でも受け付けています。

ルールと周囲への配慮を守り、火災予防に努めましょう。

▲市ホームページ

▲電子申請フォーム

## 住宅用火災警報器の維持管理

消防署の見学に来た子どもたちに周知しています！








住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の故障や電池切れなどにより、火災を正常に感知しなくなることがあります。いざというときに正しく作動するよう、定期的に点検し、10年を目安に本体を交換することをおすすめします。

静岡県では、平成18年から新築住宅への設置が義務化され、平成21年からは全ての住宅への設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災の発生をいち早く知らせ、命を守るための大切な機器です。

あなたの家の住宅用火災警報器は、設置から10年以上経過していませんか。定期的に作動確認を行い、異常がある場合は早めに交換しましょう。